

判例から学ぶ医療と法 — 第18回

「医療事故報告書の提出義務」

東京高裁平成15年7月15日決定

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
 弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要

本件病院に入院していた患者が死亡した件について、患者の遺族が本件病院（の設置者。以下同じ。）および治療に関係した医師に対する損害賠償請求訴訟を提起した。遺族は、本件病院などの責任を立証するため、本件病院作成に係る医療事故経過報告書（以下「本件報告書」という。）について文書提出命令の申立（民事訴訟法第221条）をした。当該手続においては、本件報告書が、文書提出義務の除外事由である「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（同法220条4号二。以下「自己利用文書」という。）に当たるか否かが争点となった。

一審のさいたま地裁は、本件報告書を事情聴取部分と報告提言部分に分け、前者は自己利用文書に当たるとし、後者についてのみ文書提出命令の申立を認容する決定をした。これに対し、遺族が抗告¹⁾し、本件病院も附帯抗告²⁾した。

◆決定の要旨

ある文書が自己利用文書に当たるか否かについては①その作成目的、記載内容、それを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定され

ていない文書であって②開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には③特段の事情がない限り、自己利用文書に当たるとするのが相当である（最高裁平成11年11月12日決定）。

本件報告書は、事実経過をまとめ、これを前提として事故の原因を究明し、今後の事故防止対策、事故発生後の対応につき評価して提言を行うという目的で作成されたことからすれば、本件病院の内部改善のために使用することが予定されているとみるべきもので、外部の者に開示することは予定されていない（①）。

本件報告書のうち、事情聴取部分は、事実経過をまとめるため調査の過程で収集された資料であり、そこでは忌憚のない意見や批判もみられるから、これを開示することにより、団体などの自由な意思形成が阻害されるなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる（②）ので、自己利用文書に当たる。

他方、報告提言部分は、客観的な事実経過を前提とし、医療事故調査委員会での議論を経て、同委員会としての最終的な報告、提言を記載したも

のであり、そこには委員会内部の意思形成の過程やそこでの意見などが記載された箇所は存在しない。また、同委員会の役割は本件医療事故に関する本件報告書の作成をもって終了していることもうかがえる。その記載事項や記載方法、内容から見て、内部の者の利用に供する目的で作成されたとしても、その開示により、団体などの自由な意思形成が阻害されるなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるものとはまでは認め難く(②)、自己利用文書に該当するということはできないとし、結論として抗告および附帯抗告をいずれも棄却した。

◆この決定をどう理解するか

本決定は、病院内部の医療事故経過報告書について、病院側が民事訴訟法220条に定める文書提出義務を負うか、具体的には医療事故経過報告書が自己利用文書に当たるか否かが争われた事案である。この点については、前記最高裁平成11年11月12日決定が前記①ないし③の要件を示しており、本決定でも当該枠組みに従って判断がなされている。本決定は事情聴取部分と報告提言部分に分け、後者について文書提出義務を認めた点が特徴的である。医療事故報告書などの作成にあたっては、前記枠組みを意識して、その作

成目的や利用方法を明確にしておくことが重要である。

また、本決定は文書提出命令の申立がなされた場面に関するものであるが、それ以前の証拠保全の段階においても、これら医療事故報告書などが対象とされることがある。開示の要否については慎重な判断が必要となるため、早急に顧問弁護士らにご相談されたい。

なお、平成27年10月から医療事故調査制度が開始されたが、そこでは医療事故調査の結果を医療事故調査・支援センターに報告しなければならないとされている。今後、当該報告(書)等が訴訟等においてどのように扱われるか、動向に注目したい。

◆この裁判例からどう学ぶか

医療事故報告書については

- ①作成目的や利用方法を明確にすることが重要
- ②証拠保全の対象とされたら弁護士に相談を

- i) 裁判所の決定に対する不服の申立のこと(判決に対する不服の申立は「控訴」)。
- ii) 裁判の相手方が抗告を行った場合に、これに附帯して行う抗告のこと。